

習志野市農業委員会総会議事録

令和7年第5回習志野市農業委員会総会は令和7年5月9日（金曜日）に習志野市役所2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後 1時30分

2. 委員の出欠席 16名中15名出席 欠席1名（網掛け）

（委員氏名）

1番 渡邊 喜代美	2番 廣瀬 克久	3番 市角 明彦
4番 都築 博文	5番 中基 明	6番 金子 光雄
7番 中野 政博	8番 村山 茂男	9番 江口 勝洋
10番 三代川 浩一	11番 矢野 泰宏	12番 関口 昌弘
13番 渡邊 幸枝	14番 江口 明美	
会 長 三代川 彦博	会長職務代理者 櫻井 茂雄	

3. 議事録署名人

12番 関口 昌弘 13番 渡邊 幸枝

4. 審議案件

議案第 1 号 農地法第5条の規定に係る許可申請について

議案第 2 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第 3 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

5. 報告案件

報告第 1 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第 2 号 軽微な農地改良の届出書について

報告第 3 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願(継続)について

6. 閉会時間 午後 2時 00分

議 長	みなさん、おはようございます。 定刻となりましたので、ただ今より、令和7年第5回習志野市農業委員会総会を開催いたします。 本日は、農業委員16名の内、15名の出席により、本日の総会は、成立いたしました。 次に、議事録署名人について、「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により議長より指名させていただきます。 12番、関口 昌弘委員、13番、渡邊 幸枝委員、両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 本日の議案上程件数は3件、報告件数は5件でございます。 それでは、早速審議に入ります。 議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議案とします。事務局は、議案第1号の議案説明をお願いします。
事務局長	はい。皆様、本日もよろしくお願いいたします。 それでは、議長のご指示により、議案第1号について、議案の説明をさせていただきます。 総会資料の1ページをご覧ください。 議案第1号は、農地法第5条の規定による許可申請についてであります。 この度、農地法第5条第1項及び同法施行規則第30条の規定による許可申請書の提出がありましたので、許可について審議を求めるものです。 1番、申請地は、実籾一丁目の農地3筆であり、面積は、836.45平方メートルであります。 2番、権利の内容は、使用賃借権の設定であります。 3番、転用の目的は、埋蔵文化財発掘調査であります。 4番、申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりです。 なお、当該転用事業は、令和7年7月1日から令和7年11月11日までの期間を定め、埋蔵文化財の発掘調査を行うものです。 発掘調査を行うための農地転用の許可を受けた後、社会福祉施設を建てるための転用許可申請が行われる見込みです。 説明は以上です。
議 長	事務局、ありがとうございました。
議 長	続けて、議案の詳細説明をお願いいたします。なお、説明中については、暫時休憩といたします。

事務局	……詳細説明……
議 長	ありがとうございました。 休憩前に戻り、会議を開きます。 ただ今の事務局の説明について、ご質問などある方はいらっしゃいませんか。 それでは、ご質問など無いようですので、採決に移ります。 お諮りいたします。 議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方は、挙手願います。 全員賛成により、議案第1号については、許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見を附して、進達することに決しました。 次に移ります。 議案第2号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いを議案といたします。事務局は、議案第2号の議案説明をお願いします。
事務局長	はい。それでは、議案第2号について説明させていただきます。 総会資料の7ページをお開きください。 議案第2号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについてであります。 この度、租税特別措置法第70条の6第 1 項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願の提出がありましたので、証明書発行について審議を求めるものです。 1番、被相続人住所及び氏名は、資料記載のとおりです。 2番、相続人住所及び氏名は、資料記載のとおりです。 3番、申請地の所在及び面積は、屋敷二丁目の農地16筆であり、面積は、7,567平方メートルであります。 4番、申請理由は、当該農地の権利である所有権を相続人が相続をすることとなり、納税猶予の適用を受けるため申請されたものです。 説明は以上です。
議 長	事務局、ありがとうございました。 続けて、議案の詳細説明をお願いいたします。なお、説明中については、暫時休憩といたします。
事務局	…… 詳細説明 ……

議 長	ありがとうございました。 休憩前に戻り、会議を開きます。 それでは、日々の状況について、屋敷地区の中臺 明委員から申請者の農業従事状況に関する報告をお願いします。
中臺委員	はい。現地では資料の1番目の写真より、夏野菜が広く綺麗に作付けされており、2番の写真の通り、人参も綺麗に栽培して営農されております。
議 長	ありがとうございます。 それでは、同じ屋敷地区の中野 政博委員からも申請者の農業従事状況に関する報告をお願いします。
中野委員	はい。写真の通り精力的に人参などを綺麗に耕作して営農されており、直売にも力を入れて夏野菜などを自宅脇で販売しております。以上です。
議 長	ただ今二人の委員から状況などの説明などがありました。ご質問などある方は、いらっしゃいませんか。 ご意見等が無いようですので、採決に移ります。 お諮りいたします。 議案第2号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、証明書を発行することに賛成の方は、挙手願います。 全員賛成により、議案第2号については、証明書を発行することに決しました。 次に移ります。 議案第3号、生産緑地の係る農業の主たる従事者についての証明願いを議案といたします。 なお、議案第3号は、私が関与する議案となります。 よって、事務局が議案説明を行った後、進行を桜井会長職務代理者をお願いし、私は、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限により、退席をいたしますので、よろしくお願いいたします。 それでは、事務局は議案第3号の議案の説明をお願いします。
事務局長	はい。議案第3号について、議案の説明をさせていただきます。 総会資料の10ページをご覧ください。 議案第3号は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明

事務局長	願であります。 この度、生産緑地法第10条又は生産緑地法施行規則第3条の規定による生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の提出がありましたので、証明書発行について審議を求めるものです。 1番、申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりです。 2番、買取り申し出事由の生じた者は、資料記載のとおりです。 3番、買取り申し出予定生産緑地は、谷津一丁目の農地1筆であり、面積は614平方メートルであります。 4番、登記内容及び権利者は、資料記載のとおりです。 5番、申し出事由は、申請地に係る主たる従事者が亡くなったことにより、主たる従事者が存在しなくなったため申請されたものです。 説明は以上です。
会長職務 代理者	それでは、三代川会長は退席をお願いします。 事務局は、案内してください。 退席されるまで暫時休憩といたします。 ……会長退席……
会長職務 代理者	それでは、休憩前に戻り会議を開きます。 事務局より、議案第3号の詳細説明をお願いします。なお、説明中については、暫時休憩といたします。
事務局	……詳細説明……
会長職務 代理者	事務局、ありがとうございました。 それでは、同じ谷津地区の三代川 浩一委員から日々の農業従事状況などに関する報告をお願いします。
三代川浩一 委員	はい。それでは、私の方から報告させていただきます。先週に現地を確認しておりますが、雑草などの繁茂はないものの、現在は営農されていない状況でした。今まで主たる従事者であった方が、おひとりで管理されていた場所と認識しております。
会長職務 代理者	それでは、同じ谷津地区の矢野 泰宏委員からも申請者などの農業従事状況に関する報告をお願いします。
矢野委員	はい。写真の通り住宅に囲まれている土地で、三代川浩一委員から

矢野委員	もありましたが、主たる従事者であった方が、おひとりで管理されていたと思います。
会長職務 代理者	はい。有り難うございます。 それでは、これより、議案第 3 号の審議に入ります。 ご質問等のある方は、挙手願います。 ご意見・ご質問等が無ければ採決に入ります。 議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明 願いについてお諮りいたします。 農業委員会として、証明書を発行することに、賛成の方の挙手を求 めます。 全員賛成ですので、証明書を発行することに決しました。 以上で、付議されました議案の審議を終了いたします。 それでは、事務局は三代川会長を案内してください。 三代川会長が自席に戻るまで暫時休憩いたします。
議 長	桜井会長職務代理者、議事進行ありがとうございました。 それでは、報告事項に移ります。 報告第1号の 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の 受理通知ですが、事務局は、補足説明ありますか。
事務局	……特段ありません……
議 長	委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 質問等の有る方は、挙手願います。よろしいですか。 それでは、次に移ります。報告第2号は、軽微な農地改良の届出書 についてです。 事務局、何か補足説明はありますか。 なお、説明中については、暫時休憩いたします。
事務局	……詳細説明……
議 長	事務局、ありがとうございました。 休憩前に戻り会議を開きます。 それでは、委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 よろしいですか。 それでは、次に移ります。 報告第3号は、引き続き農業経営を行っている旨の証明書につい

議 長	てです。 事務局、何か補足説明はありますか、説明中については、暫時休憩といたします。
事務局	……特段ありません……
議 長	事務局、ありがとうございました。 それでは、委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 質問等が無ければ、以上を持ちまして、令和7年第5回習志野市農業委員会総会を終了いたします。